

令和3年11月24日

令和3年第4回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和3年第4回（11月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和3年11月24日（水）午前11時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
8番 小川日出夫	9番 竹原伸晃	10番 和田勝弘
11番 出口実	12番 道工晴久	

欠席議員 1名 欠員 1名 傍聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副 町 長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副 町 長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教 育 長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長	西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長	松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長	奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長	澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和3年11月24日（1日）

○会議録署名議員

8番 小川日出夫 9番 竹原伸晃

---

#### 議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5	議案第71号	専決処分の承認について（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
日程第6	議案第72号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第8次）について

(午前11時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前11時00分です。

本日の出席議員は10名です。

欠席議員は1名、欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

---

○道工晴久議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

9月19日執行の岬町議会議員補欠選挙で当選されました谷地泰平君の議席について指定いたします。

岬町議会会議規則第4条第2項の規定により、谷地泰平君の議席はただいま着席されております議席1を指定いたします。

---

○道工晴久議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

8番、小川日出夫君、9番、竹原伸晃君。以上、2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は11月24日の1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、11月24日の1日と決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和3年第4回岬町議会臨時会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げるとともに、4期目の就任に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

皆様におかれましては、本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心からお礼を申し上げます。

また臨時会の開催に際し、貴重なお時間を頂き、私の町政運営に関する所信を明らかにする機会を頂きましたことに対し、議長はじめ議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

私は、さきの町長選挙におきまして4期目の当選をさせていただき、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

住民の皆様にお寄せいただいた期待と信頼の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。

これまでの12年間の成果、実績におごることなく、初心を忘れず、住民の皆様の誰もが心豊かに暮らせるまちを実感できるよう、より一層岬町のために身を尽くし、町政運営に取り組んでまいります。

さて、私が初めて就任させていただいた当初の状況と比較しますと、近年、我が町を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。

我が国では、平成20年頃から人口減少、少子高齢化が進行したことに伴い、労働人口の減少、税収の減少、地域コミュニティ機能の低下など、現在、地方自治体では様々な課題が山積している状況でございます。

加えて、約2年前から感染が急拡大した新型コロナウイルス感染症は人々の働き方、生活様式に大きな影響を与えるなど、私たちの社会経済環境は激変いたしております。

そのような中、本町ではこれまで住民の皆様への命と健康、生活を守るための支援策を最優先に取り組んでまいりました。

今後は、今までの取組を継続するとともに、将来を見据えた対策が必要となってまいります。

4年後の令和7年（2025年）には大阪関西万博が開催予定であります。本町としましては、それまでの間にコロナ対策に全力を傾注するとともに、新たな人の流れを創り出すことで地域の活性化につなげていくような準備が必要であります。

また、コロナ禍では様々な分野において自治体間競争がこれまで以上に激化してきたと感じております。

中でも、特にデジタル技術を活用した新たな社会システムの構築については、全国の自治体においてその整備が求められ、本町においても財源、人材等に限られた中で、早急に整備を進める

必要があります。

加えて、国は将来の労働人口不足を見越し、副業人材、外国人材の活用についても積極的に取り組む必要があるとしております。

このような中、本町では協働のまちづくりを掲げ、友好交流都市の締結や民間企業、教育・研究機関等との連携協定の締結など、将来を見据えた準備をこれまで進めてまいりました。

そして、4期目の行政運営に当たりまして、これまでの基本理念を引き継ぎながら、住民の皆様や産学官の多くの関係機関の皆様と協働で豊かな未来に向け、温かみのある町政運営に取り組んでまいります。

特に、第6波の感染拡大に備えた新型コロナ対策は最重要課題であり、引き続き3回目のワクチン接種に向けた準備等を進めてまいります。

加えて、本町の重要課題としまして、関西電力多奈川発電所の跡地への企業誘致による雇用の創出や税収の確保に努めてまいります。

また、みさき公園運営事業につきましては、前事業者の撤退を受け、本町では引き続きみさき公園を都市公園として存続させる方針の下、皆様方に親しまれる新たなみさき公園の早期再開に向け取り組んでまいります。

さらに、農林水産業の活性化に取り組むとともに、これまで取り組んできた航路を活用した広域型サイクルツーリズム等の広域観光の推進を継続し、これまで築いてきた産学官のネットワークを活かし、地域特産品の販売、観光情報の発信にも取り組んでまいります。

これら重要課題の解決に取り組むと同時に、岬町行財政集中改革計画に沿って行財政改革を着実に実施することで、皆様に、岬町に生まれてよかった、住んでよかった、これからも住みたいと言ってもらえるよう、引き続き努めてまいり所存でございます。

以上、今期における私の町政運営の所信の一端を述べさせていただきました。

ただいま申し上げました方針に基づく個々の施策等につきましては、来る令和4年3月定例会で町政運営の方針として述べさせていただきますので、今後とも議員の皆様、住民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます議案につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてが1件、令和3年度岬町一般会計補正予算（第8次）についてが1件、以上、議案2件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第4、諸般の報告について報告をいたします。

初めに、各常任・特別委員会及び議会運営委員会に欠員が生じたため、岬町議会委員会条例第7条第1項の規定により委員を選任し、第8条第2項の規定により、各委員会の欠員となった正副委員長の選出がなされました。

本日、お手元に配付の議会委員会一覧表のとおり、紙面に網掛けをしている部分に変更になりましたので、ご報告させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第71号「専決処分の承認について（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 それでは、日程第5、議案第71号、専決処分の承認について、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決処分理由としましては、特別職の給与について、行財政改革のさらなる推進を図るため、特別職の職員の給与に関する条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

特別職の職員の給与減額につきましては、昨年は新型コロナウイルス感染症に対する岬町における住民の生活並びに地域経済支援のため、約3か月間の20%減額を挟み、令和3年度も15%の減額を継続実施してまいりましたが、現行条例上、減額期間が令和3年10月8日までとなっておりました。

しかしながら、切れ目なく、さらなる行財政改革を推進するため、一般職だけでなく特別職自らも身を切る改革の続行が必要であろうと判断され、令和3年10月9日から令和7年10月8日まで引き続き15%の減額を行うものでございます。

それでは、専決処分の次のページ及び裏面の新旧対照表をご覧ください。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則、第3項中、令和2年9月1日から令和3年10月8日までを、令和3年10月9日から令和7年10月8日までに改める。

附則として、この条例は令和3年10月9日から施行したものでございます。

以上が、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原君。

○中原 晶議員 ただいまの説明の中で、趣旨については理解するところでありますし、行財政運営に貢献というか、自ら協力するという意思是感るところでありますけれども、説明の文言の中で、身を切る改革という言葉があったと思います。

どこかでよく聞いたフレーズではあるのですけれども、岬町の議会の中で、理事者からの説明でこのフレーズを聞くのは初めてのことかと思って聞いておまして、何かこれまでと違ったお考えというか意図といいますか、そういったものがあるのか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

提案理由の説明等の中で、「身を切る改革等」ということをご説明させていただいたのですが、一般職も同じような形で、毎年、職員団体と交渉をして、給料の減額、2%の独自減額を続けているわけなのですけれども、同じような形で特別職も身を切る改革という言葉を使わせていただきました。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号「専決処分の承認について（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）」を起立により採決します。



本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第71号は承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第6、議案第72号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第6、議案第72号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」をご説明いたします。

補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種、庁舎空調機の改修及び望海坂第1集会所の自動ドアの修繕に係る経費を計上するとともに、ワクチン追加接種の体制確保事業に係る債務負担行為の設定、町道西畑線整備事業として必要な法面崩落対策に係る繰越明許費及び債務負担行為を設定するものでございます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種については、今年12月から開始されるという方針が国から示されたこと、空調機及び自動ドアについては、暖房使用時期までに修繕等を行う必要があること、町道西畑線の法面崩落対策については、道路改良工事を進めるため至急に対策を講じる必要があることから、今般の臨時会において補正予算を上程させていただいたものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,396万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億838万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

国庫支出金といたしまして新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,253万6,0

00円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、2回のワクチン接種を終了した者のうち、おおむね8か月以上経過した者を対象に、3回目となる追加接種に必要な経費を全額国費で賄うものでございます。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金142万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ、12ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして142万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、望海坂第1集会所玄関の自動ドアのモーターが経年劣化により自動で開閉できないことから、修繕料47万9,000円を計上するとともに、本庁舎1階の福祉課及び子育て支援課系統の空調機からガス漏れが発生しており、空調が使用できないことから、庁舎空調機改修工事94万6,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、1,253万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、2回のワクチン接種を終了する者のうち、おおむね8か月以上経過した者への3回目となる追加接種の経費といたしまして、新型コロナウイルスワクチン個別予防接種委託料を計上するものでございます。

なお、対象人数については2回のワクチン接種を終了する者として1万3,164人を想定し、そのうち今年度中に接種を終了する者の割合を3割と見込んでおります。

次に、4ページをご参照願います。

「第2表 繰越明許費」をご覧ください。事業の進捗により、翌年度に繰越が見込まれる事業といたしまして、町道西畑線整備事業を計上いたしております。

繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、5ページをご参照願います。

「第3表 債務負担行為補正」をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ほか1事業を追加するものでございます。

期間及び限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決承りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きしたいと思います。

予算書の4ページの中の繰越明許費、町道西畑線整備事業で1億5,000万円となっておりますが、補足資料でも、図面もつけていただいているのですけれども、以前の説明で、この場所がずれてきたという説明もあったと思いますが、もう少し、今回どう対処されるのか、細かく説明をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 奥都市整備部長。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回、9月7日の全員協議会で報告させていただきましたとおり、法面のほうが和泉層群と呼ばれる砂岩と泥岩の性質が異なる地層が繰り返し堆積された地層ということでご報告させていただきました。

今回、その後、調査の結果に基づきまして、前回の全員協議会で報告させていただいたように、最初に、横ボーリング工、水抜き工と言いますけれども、水抜き工をします。

その必要性としましては、地滑りの原因は降雨時に地盤内の地下水位が上昇することで滑り面が動くことが多く、地滑り対策については、まず地盤内の地下水位が上昇しないように排除することを考えられます。

このため、当該地では水平ボーリング、横ボーリングですけれども行って、地盤内の地下水をできる限り排除して安定性を高めた上で、不足する抵抗力をアンカー工法で補うように考えました。

これをすることによって、アンカーが高価なものですから、できるだけ安くできるようにという配慮をさせていただきました。

今ご説明させていただいた、次がグラウンドアンカー工ということで、滑り面全体を止める工法になります。

地滑りが動こうとする力に対して横ボーリングによる地下水の排除だけでは十分に抵抗することができないため、アンカー工によって地滑りの土塊より深い位置にある健全な岩盤に固定する必要があります。

そういうことをグラウンドアンカー工でさせていただきます。

最後に、地滑りの動きとは別としまして、表層部の岩盤の風化が著しく進んでいるため、表層部の小さな崩落が発生する危険性があり、現在、挿入しています鉄筋挿入工を追加し、全体的に

この法面を止めるというような工法で考えております。

あと、押え盛土をしていますので、その盛土を撤去するというような工事費も中に入っております。

○道工晴久議長 奥野議員、よろしいですか。

○奥野 学議員 今、ご説明をいただいたのですが、グラウンドアンカー工というのですか、アンカーを打ち込むということでしょうか、以前のものより長くなったアンカーを打つということで理解したらいいのでしょうか。

○道工晴久議長 奥都市整備部長。

○奥都市整備部長 お答えいたします。

以前、鉄筋挿入工ということで3メートルから5メートルの表層部分だけを止めるためのアンカーを施工していました。

今回、グラウンドアンカー工というのは、滑り面が20メートルよりまだ奥にありますので、20メートル以上より深い場所にある硬い岩盤まで打ち込んで、全体で止めるという形になります。

○道工晴久議長 よろしいですか、奥野君。

他にございませんか。

中原君。

○中原 晶議員 今話題となっていた西畑線の整備事業について、私からもお聞きしたいことがございます。

補足説明資料の1ページの内容の部分に工期とありまして、(予定)ということで、ここには令和5年3月までというように書かれているのですが、これは西畑線の道路改良工事全体の工期と捉えていいのか、今回の崩落に対応する工事の工期を指しているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、参考までに、今回のことで供用開始の時期といいますか、工事の完了時期がいつになるのか、お聞きしたいと思います。

それから、資料3ページの総務費で2か所といいますか、二つの事業名で提案をされております。

これは、それぞれいつから不具合が発生して、どういう状況であったのかということ、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点ですが、新型コロナワクチンの接種事業費についてもこの場でお尋ねいたします。

まず内容で、2回接種を終了した者のうち、おおむね8か月以上ということで記載をされております。

この時期については、8か月以上という考え方が初めに政府の中から出て、専門家会議等を経て6か月以降も可能という考え方も示されたといういきさつがあり、おおむね8か月以上ということで、基本的には自治体判断ということになったわけですね。

それで、実際は6か月以上経過していれば接種ができる、というように扱うということでのいか。

実際、住民さんのところに周知をこれからしていくということになるのでしょうかけれども、おおむねという表現は非常に曖昧なものでありますから、6か月以上経過していれば申込みができる、接種が可能だという考え方に基いているのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

それから、内容の中頃の二つ目に「予診のみ」とありまして、これが少し私は、意味がよく分からないので、予診のみというのはどういう事柄を指すのか、お尋ねしておきたいと思えます。

それから、この機会に参考までにお聞きするのですが、12歳以上15歳以下の接種の状況について、もし、この場に資料をお持ちでしたら結構ですので、接種率等、参考にお聞きできたらと思っています。

お持ちでなければ、後で資料を頂く格好でも構いません。

12歳以上の全ての住民の方に7月7日以降、接種券を配布されているということになっておりますから、接種の状況がいかにかお聞きしたいと思いました。

それから、最後ですけれども、3回目の接種を進めていくわけですけれども、1回目、2回目、未接種の方への啓発についても何かお考えか、この機会にお尋ねしたいと思えます。

○道工晴久議長 奥都市整備部長。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えします。

まず、工期についてですが、1ページ目に令和3年12月から令和5年3月までという、この工期のことを言われていると思うのですがけれども、対策工事の工期につきましては、おおむね1年かかると聞いております。

1年ということは、来年12月末頃まで。ただ、その後も工事のほうが進んでいきますので、ここにつきましては令和5年3月までと書かせていただきました。

続いて、いつまでかということで、令和3年度で西畑線を完了する予定でございました。ただ、今回の法面の崩落により対策が1年かかりますので、令和4年度は対策工で、令和5年度に今年

度完成するための工事をさせていただきます。

予定としましては、令和5年度に完了予定ということになります。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私からは、2点目の総務費の関係についてお答えをさせていただきます。それぞれ、いつ頃からどういう状況かというご質問であったかと思えます。

まず、1点目の集会所のほうでございますが、こちらについては自動ドアが経年劣化によって、モーターの不良によって自動開閉できないということで、この自動ドアについては平成14年の集会所建設時に設置したもので、19年が経過しております。

経年劣化ということで、モーター不良に伴う修理ということなんですけれども、既に部品の調達ができないということから、モーター等の取替えを行うものとなってございます。

この故障の時期ですけれども、今、手元に具体的な時期のものを持っておりませんが、地元の自治区から故障しているので修繕していただきたいという地元要望を、たしか秋頃頂いていたかと思えます。

冬の時期を迎えますので、現在、手動で開けているというような状況もございますので、早急に対応するため、今回の補正予算に上げさせていただいたところです。

2点目の庁舎の空調機につきましては、こちらについては平成19年に、当時、平成32年（令和2年）までのリース契約を行って導入したものでございまして、機器の年数としては14年が経過している状況でございます。

夏頃から、福祉のフロアにおきまして空調の効きが悪いという苦情を頂いておりまして、業者に何度か見てもらい、その都度、対応を取ってきたところですが、やはり同じような状況が続くということで、根本的に調査したところ、やはりガスが漏れているということから、今回、熱交換器を交換して対応するというものでございます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは追加接種、3回目接種につきましては、2回目接種を完了した18歳以上の全ての住民の方を対象に、接種時期につきましては2回目接種完了から、原則8か月以上後になると考えております。

ただ、議員言われましたように、地域の感染状況が悪化した場合など、厚生労働省と相談の上、6か月以上後とすることも可能とありますが、接種間隔を地域の判断に応じて自由に前倒しすることは認められておりませんので、本町では原則8か月以上後の接種を進めてまいります。

次に、資料の中に予診のみという表示がございました。こちらにつきましては、接種の予約していただいて接種に医療機関に行かれます。そこで予診を受けていただいて、例えば発熱等がある、今日は接種ができないという場合につきましては、予診のみという形で、そちらに対しての費用を医療機関に支払うようになっておりますので、その分、計上させていただいております。

あと参考に、接種率のことが質問でありましたが、手元に資料あるのが11月15日現在で全人口に対して2回目接種完了されている接種率は81.4%です。12歳以上の対象人口に対しては84.9%でございます。

年齢別では65歳以上と64歳以下でいいますと、65歳以上の2回目接種が完了された接種率は95%近くの接種率が上がっております。

また、64歳以下の方についても70%を超えた状況でございます。

あと、1回目、2回目未接種に対するの対応でございますが、引き続き、医療機関には3回目の接種が始まっても1回目、2回目の接種も引き続き医療機関にお願いしているところがございますので、まだ1回目、2回目接種されてない方でも接種ができるというような形で、ホームページ等で周知をさせていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2点目にお答えをいただいた総務費に関わる二つ目の空調のことなのですが、説明を聞いていますと、これは調査を重ねてきたのだけれども効きが悪い状況が変わらず、原因が分からなかったという時期が一定あって、再度なのか何回目か分かりませんが、調査をしたらガス漏れが発生していたということが分かったということかというように聞いていたのですけれども。そうすると、原因が分かる前の調査と何が違うのかと素朴な疑問でして、何か参考になることがあればお聞かせいただきたいと思います。

それぞれ必要な予算措置だと思いますので、適切に、また迅速に進めていただきたいと思います。先ほどの説明を聞いていて、どういうことなのか。もっと早く原因がはっきりしていれば、もっと早く、それこそ、このガス漏れというのは、ガスというのは冷却ガスのことかと思っておりますので、暑さへの対応がもっと早くできたのではと疑問が生じまして、その点についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、ワクチン接種のことですけれども、今、説明で原則8か月以上というようにした。

それは、前倒しする場合は厚生労働省と相談しないといけないと。確かに、何か特別な事情がある場合というか、何かそのような記述があったように思います、厚生労働省のいろんな文章の中に。

そのことを指しているのかと思って聞いていたのですが、そういう厚生労働省と事前に相談をした上で、早くから接種を進めないといけないという事情は岬町にはないと受け止めていいのか。

例えば、高齢者施設などで一定のハイリスクの集団があるというようなところに対して、前倒しをして始めるとか、そういうことはお考えではないだろうとは思ったのですが、さっきの説明を聞いて。

特にその必要性は岬町としては感じていないと受け止めていいのかお聞きしておきたいと思います。

それから、今の説明を聞きますと、この文書でおおむね8か月とか書いています。先ほどの説明の冒頭では、原則8か月と聞きました。

おおむねから受ける印象と、原則という言葉から受ける印象が少し違うのですね。

ですので、周知のときに対象になる方にははっきりと分かる形で、ぜひ親切な周知に努めていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、お尋ねしたことの中で、若年層の接種の問題についてはお答えいただけなかったのですが、これは12歳から15歳、新たな接種が開始された年齢層ですけれども、そこに限ってのデータは取っていないと受け止めたらいいいのか、もう少し説明をいただければと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 庁内の空調の件でございますけれども、まず、苦情が来た段階におきまして、総務課で温度の設定を下げたり稼働時間を長くする等、そういうような対応を行ったのですが、それでも状況が改善されないということで、業者に頼みまして調査をしていただきました。

業者からは、やはり根本的に熱交換器を交換する必要があるとアドバイスを頂いたのですが、熱交換器を交換するとなると、やはり百万円単位、高額なお金になりますので、まずは何かほかの方法がないかということで、一部、部品の無償交換もしていただきました。

それでも、やはり改善をしないということで、今回、熱交換器という根本的な機器の交換をしていただくということで予算を計上させていただいたところでございます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

接種時期につきましての2回目接種完了から原則8か月以後という考え方ですけれども、厚生労働省からは地域の感染状況が悪化した場合などということがございます。

今のところ、こういう状況に陥っていないということで原則8か月以後というように今後進めていきたいと考えています。感染再拡大が起こって、また、今言われましたように、高齢者施設



等でのクラスターとか、そういった発生状況が想定される場合など、そういうことに陥った場合を想定すれば、厚生労働省とも相談して6か月以上後という判断も中には出てくる可能性もあるかもしれませんが、今のところ原則8か月以後ということで接種を進めていきたいと思っております。

状況に応じて、対応が必要であれば、前倒ししていかなければいけないかなと考えております。

また、今回のおおむね8か月とか、原則8か月、説明の中でありましたが、当初、予算編成をさせていただいたときには国からおおむねという表現があったので、国にはっきりと示してほしいと要望をしております。

その中で、最近、そういったことで原則8か月ということが厚生労働省からありましたので、合わせて表現を変えたところであります。

住民の方への周知につきましては、原則8か月という表現で今資料を作成して各戸配布させていただこうと考えておりますので、そういう形で周知をさせていただく予定でございます。

あと、若年者への接種のことでございますが、接種率につきましては12歳から5歳刻みで接種率を資料として作成していますが、今、手元に資料がございません。分析は若年者の接種率も含めて状況を把握している状況です。

まだまだ若年者への接種率はあまり高くはないように認識しておりまして、保護者の方の同意も必要となることから、必要性についての周知は引き続きやっていかなければと考えております。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第8次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。  
以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。  
以上で本日の会議を閉じます。  
これをもって、令和3年第4回岬町議会臨時会を閉会します。  
慎重審議ありがとうございました。

(午前11時50分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年11月24日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃